

弘済院発注の物品等供給契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(第2四半期)

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 酸素濃縮装置借入(その4)	12:03:02:医療機器	株式会社オキシテック 代表取締役 小川 健太郎	198,000	2024/7/5	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30 特別な目的があり販売ルートが限定される物品	-
2	窓用エアコン 外4点 買入	23:家庭用電気機器	オフィスカナザワ 金澤 顕	307,780	2024/7/26	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G23 物品等不具合による緊急対応	-
3	アイソレーションガウン 買入	29:医薬品	株式会社ムトウ 北大阪支店 支店長 東山 充治	43,120	2024/8/1	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22 感染症発生時の蔓延防止のために緊急に医薬品を購入するもの	-
4	福祉・医療関係 相談支援マニュアル 追録(追録号数16・17号) 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社 代表取締役社長 河合 誠一郎	5,072	2024/8/1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31 当該業者のみが販売	-
5	空調機 買入	23:家庭用電気機器	伊藤工務店 伊藤 誠二郎	715,000	2024/8/2	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G23 物品等不具合による緊急対応	-
6	内線用PHS電話機 買入	24:通信用機器	日新ネットワークス株式会社 代表取締役 竹田 仁茂	198,000	2024/8/20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4 既契約者と密接関係(保守契約者対応)	-
7	医局用空調機 買入	23:家庭用電気機器	株式会社エディオン 法人営業部 近畿支店 支店長 稲浪 航介	173,140	2024/8/23	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G18 応急工事関連する業務	-
8	わかりやすい 労働基準法の手引 追録(78号・79号) 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社 代表取締役社長 河合 誠一郎	11,168	2024/9/2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8 他社が販売しない書籍	-
9	介護保険関係法令実務便覧(追録511-523) 買入	51:図書	第一法規株式会社 代表取締役社長 田中英弥	21,151	2024/9/20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8 他社が販売しない書籍	-

随意契約理由書

1 案件名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 酸素濃縮装置 借入（その4）

2 契約の相手方

所在地 大阪市平野区瓜破2-3-51

業者名 株式会社オキシテック

代表者 代表取締役 小川 健太郎

3 随意契約理由

在宅酸素療法に必要な酸素濃縮装置の使用の判断及び取扱業者の選定に関しては、担当医師の処方に基づき行われます。

今回、在宅酸素療法が必要な患者については、慢性呼吸不全による低酸素血症があるため導入が必要とされ、同業者からの借入による使用の処方が医師の判断において行われました。このため、即日の迅速な設置対応が可能な業者となると、他の取扱業者及び装置を持って代えることが出来ないものであり、上記事業者を契約相手方として選定します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市立弘済院管理課（附属病院）

電話番号：06-6871-8032

随意契約理由書

1 案件名称

窓用エアコン 外4点 買入

2 契約の相手方

所在地 大阪市港区新森6丁目1-6

業者名 オフィス カナザワ

代表者 金澤 顕

3 随意契約理由

7月に入り、猛暑や豪雨により気温・湿度が高く、暑さ指数が警戒レベルとなる日が続いている。

弘済院第2特別養護老人ホーム2階は認知症を抱える方々の生活の場であるが、入所者の特性上、扉や窓の開放が難しい。

入所者の健康管理上、室温や湿度のコントロールは重要であることから、屋上のトップライトや日差しが強い窓にはよしずを配し、扇風機、サーキュレーターにより換気を促す等、あらゆる対策を行っている。

しかし、北デイルームのファンコイルが2台のうちの1台稼働不能となり、もう1台も経年劣化によりいつ稼働停止してもおかしくない状態である。修繕を依頼すると部品調達も含めて1か月以上はかかる回答があった。

脱衣室や東側廊下の冷房が効いていない等、至る所で室温が27度を上回る状況となっている。

また、発熱及び熱中症対策の薬や飲料、身体の冷却に必要な物品を保管していた冷蔵庫も使用不能となった。

これまでのところ、発熱には至らないものの、常より体温の上昇が認められる入所者も出ており、このままでは生命・身体に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、当院と契約実績のある業者のうち、早期に納入が可能でもっとも安価である上記業者に調達依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項5号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

- 1 案件名称 アイソレーションガウン 買入
- 2 契約の相手方
所在地 大阪府吹田市岸部南1-19-15
業者名 株式会社ムトウ北大阪支店
代表者 支店長 東山 充治
- 3 随意契約理由
第2特別養護老人ホームにおいて新型コロナウイルス感染症が流行しており、アイソレーションガウンを使用している。
感染症予防対策として通常の買入【施行伺番号 1704】を進めているが、納品は8月7日又は8日との回答を得た。
罹患者の増加に伴いガウンの使用数が増え、附属病院にも借り受け対応を行っているが、8月3日には不足する状況にある。
そのため、通常の納品までに不足する500枚以上のガウンを8月2日までに納品可能な(株)ムトウより緊急に買入を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項5号
- 5 担当部署
福祉局弘済院管理課(施設運営)
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

福祉・医療関係 相談支援マニュアル 追録（追録号数 16・17号） 買入

2 契約の相手方

所在地：名古屋市中区栄1丁目23番20号

業者名：新日本法規出版株式会社

代表者：代表取締役社長 河合 誠一郎

3 随意契約理由

「福祉・医療関係 相談支援マニュアル」は本契約相手方のみが発刊・販売しており、追録についても本契約相手方のみが販売しているため、上記事業者と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号：06-6871-8032

随意契約理由書

1 案件名称 空調機 買入

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市岸部中4-14-7

業者名 伊藤工務店

代表者 代表者 伊藤 誠二郎

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームの厨房及び脱衣場に設置されている空調機器が不調となった。

当該施設は認知症を抱える方々が生活されており、脱衣場は衣服の着脱を行うことから、また厨房は提供する食事の衛生環境及び良好な作業環境のため、適切な室温を保つ必要がある。

しかし、暑さ指数が警戒レベルとなる日が続く中、機器の老朽化も相まって冷房が効かず室温の調整が困難となった。

修理の検討も行ったが、製造が古いため不可との回答を得た。

早急な対応を行わなければ入所者の生命・身体に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、機器の更新を行い、早期復旧が可能な上記事業者を選定することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項5号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

- 1 案件名称 内線用 PHS 電話機 買入
- 2 契約の相手方
所在地 大阪市淀川区木川東3丁目2-12
業者名 日新ネットワークス株式会社
代表者 代表取締役 竹田 仁茂
- 3 随意契約理由
当院の施設管理の年間保守を請け負っている株式会社アスウェルの下請けで、院全体の電話機や内線を含む通信機器の保守を行っており、今調達には設定作業を含むため、既契約と密接関係である上記業者と随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局弘済院管理課（施設運営）
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称 医局用空調機 買入

2 契約の相手方

所在地 兵庫県尼崎市潮江 1-1-50

業者名 株式会社エディオン 法人営業部 近畿支店

3 随意契約理由

弘済院附属病院2階医局(1)に設置されている空調機が老朽化に伴い不調となり、8月13日に室温の調整が困難との報告を受けた。修繕についてメーカーに問い合わせたところ、通常は修繕申し込みから初期対応に1週間~10日程度で伺えるが、現在繁忙期のためそれ以上かかり、さらに部品の調達が必要との返答を受けた。

医局(1)は附属病院にて宿直業務の他、医師等の職員が常時使用しており、暑さ指数が警戒レベルとなる日が続く中、早急に対応を行わなければ、勤務している職員の健康を害し、業務に重大な支障をきたすこととなる。

以上の理由により早急な対応が必要となるため、修繕ではなく機器の取替えを行うこととし、複数者から見積を徴取し、対応可能かつ最も安価な上記業者に設置工事及び既設空調機の撤去を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項5号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(附属病院G)

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

わかりやすい 労働基準法の手引 追録（追録号数 78 号・79 号） 買入

2 契約の相手方

所在地：名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 20 号

業者名：新日本法規出版株式会社

代表者：代表取締役社長 河合 誠一郎

3 随意契約理由

「わかりやすい労働基準法の手引」は本契約相手方のみが発刊・販売しており、追録についても本契約相手方のみが販売しているため、上記事業者と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06-6871-8003

随意契約理由書

- 1 案件名称 介護保険関係法令実務便覧（追録 511－523 号）買入
- 2 契約の
相手方 所在地 東京都港区南青山 2－11－17
業者名 第一法規株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 英弥
- 3 随意契約
理由 当該書籍は上記業者のみが発刊・販売している。
追録についても同様であり、競争に適さないため。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 福祉局弘済院管理課（第 2 特別養護老人ホーム）
06－6871－8020